

令和7年2月5日

岡山県公安委員会

道路交通法（第35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下記のとおりである。

旅客の運送の用に供する供する 自動車が停車又は駐車をする乗 合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客 の運送の用に供する自動 車の範囲	停車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がない ものとなるようにするため 必要と認める事項	関係者
宇野駅停留所 2番のりば	岡山県玉野市築港 7407-2	神姫観光株式会社が行う 旅客の運送（一般貸切旅 客自動車運送事業による 旅客運送）の用に供する 自動車	当該停留所を使用している 一般乗合旅客自動車運送事 業者と運行時刻について、 調整を図ること。	岡山県公安委員会 玉野市 中国運輸局岡山運輸支局 両備ホールディングス株式会社 神姫観光株式会社